平成２３年（フ）第４６４号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地３　市住1852
債務者　山口　美亜
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９６号
鹿児島県伊佐市大口小木原1050番地
債務者　今川　弘行
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
鹿児島県霧島市国分福島１丁目４番14号　緒方貸家５号
債務者　瀬戸口敦子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3919番地279
債務者　関　　友美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１８０６号
北海道北広島市朝日町６丁目４番地46
債務者　池端　敬美（旧姓遠藤・住田）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１１１号
札幌市手稲区前田５条15丁目９番14―103号
債務者　久保田善明
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４８０号
北海道石狩郡当別町栄町44番地98
債務者　堤　　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５４９号
札幌市西区琴似３条１丁目１番13―103号
債務者　中塚ゆかり
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６１２号
札幌市北区新琴似12条８丁目６番15号　パークマンション２階５号
債務者　佐藤加奈子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６１７号
北海道石狩市花川南５条４丁目195番地　プリマベーラ202号
債務者　藤田　姫江（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７５０号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目13番８号　マリオンコート厚別中央207号
債務者　高田　裕子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２４号
札幌市西区宮の沢２条１丁目８番26号　コーポ宮の沢201号
債務者　西脇　博慈
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１号
福島県喜多方市豊川町一井字下川原2801番地１　市営菅井団地５号棟524号、前住所福島県喜多方市関柴町上高額字北町388番地29
債務者　讃岐　里美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸2607番地１
債務者　平野　　肇
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
群馬県伊勢崎市間野谷町71番地２　ハイツライアンⅡ105
債務者　田島美枝子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
群馬県前橋市元総社町825番地１　リマインズ蒼海109号
債務者　大庭　厚樹
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
群馬県前橋市河原浜町722番地７
債務者　金子　久美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産係